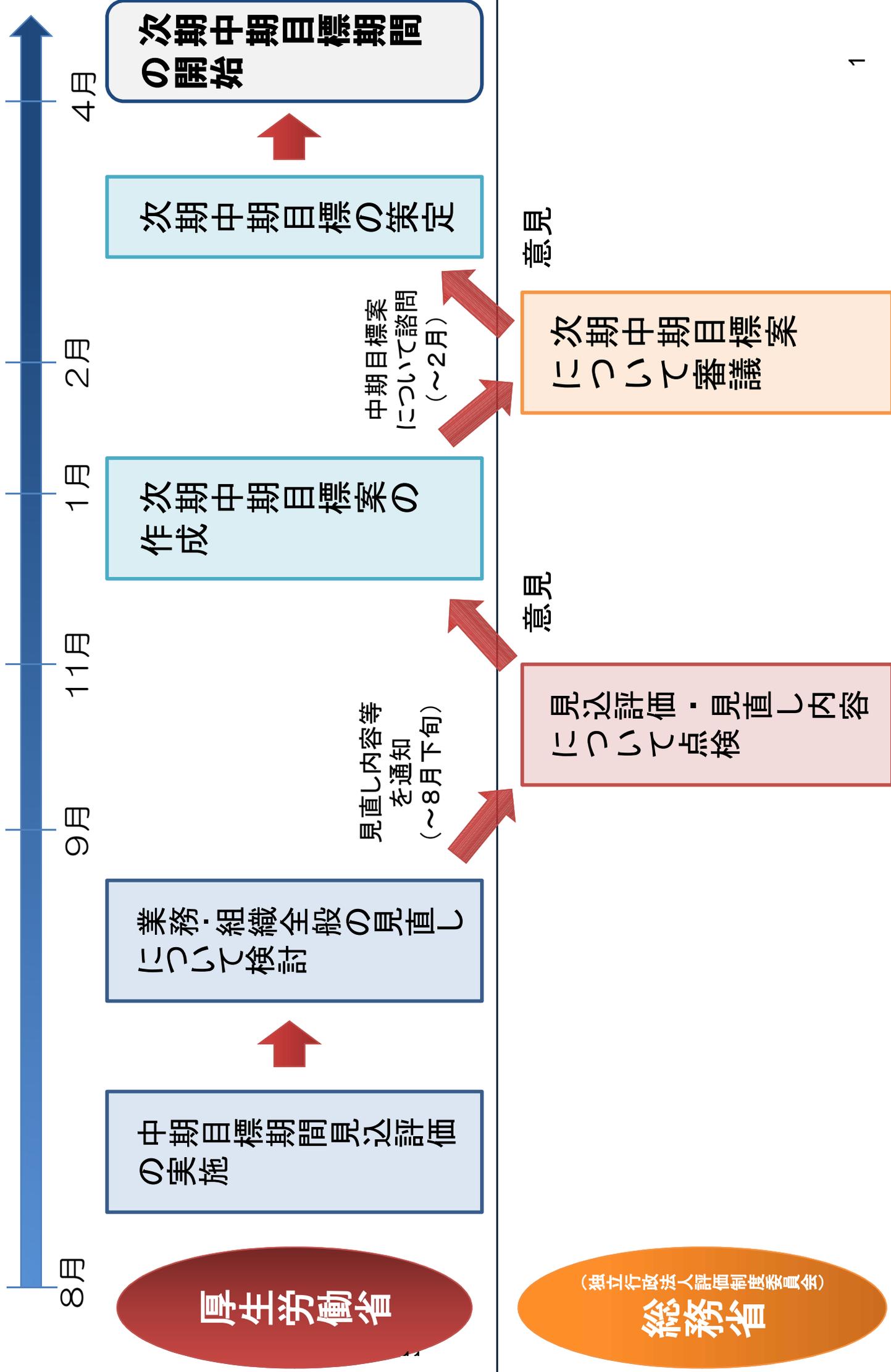


独立行政法人勤労者退職金共済機構の
業務及び組織の全般にわたる検討の結果
並びに講ずる措置の内容

中期目標期間見込評価～中期目標策定までの流れ（概要）



独立行政法人の関係法令

○中小企業退職金共済法(昭和三十四年五月九日法律第百六十号)

(中期目標管理法人)

第五十八条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

○独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2～6 (略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

5～6 (略)

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

近年、多くの企業で人材不足が深刻化している中、労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図る必要性は一層高まっており、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、中小企業・小規模事業者への人手不足や働き方改革への対応を行うとの方針を示しているところである。

そのような中で、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について退職金制度を確立させることにより、勤労者の福祉の増進や生活の安定を図るとともに、労働力の確保を通じた企業の振興を目的とした中小企業退職金共済制度の運営を充実強化し、その積極的な普及を図ることが重要である。

財形持家融資制度は、勤労者の持家取得を事業主と国の支援により促進し、豊かで安定した勤労者生活の実現を図ることを目的とする制度である。勤労者世帯の持家率は約 62%であり、自営業主世帯の約 84%※からみると、今なお立ち後れが見られることから、財形持家融資制度の積極的な普及に取り組む必要がある。（※総務省統計局「住宅・土地統計調査」（H25 年）より）

こうしたことを踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、民間では必ずしも実施されない公共上の見地から必要な事務及び事業を実施するという独立行政法人の目的を踏まえ、以下の方向で見直しを行う。

第 1 事務及び事業の見直し

I 中小企業退職金共済制度

1 退職金積立金の管理及び運用

資産運用については、「安全かつ効率的」な資産運用という基本方針を遵守しつつ、各共済事業で必要な利回りを確保する。併せて、被共済者の便益に留意しつつ、社会的に優良な企業に優先的に投資を行うことで労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて検討する。

2 累積欠損金の処理

林業退職金共済制度については累積欠損金解消計画の達成が困難となっている

ため、金利動向などの環境を踏まえ、今後の見通しを精査した上で、同計画を見直し、関係機関等と連携して、着実な累積欠損金の解消を図る。

3 確実な退職金の支給に向けた取組

一般の中小企業退職金共済制度における退職金未請求者等の割合はこれまでの取組によって取組開始前（平成 18 年度末請求率 2.82%）の概ね半分の水準（平成 28 年度末請求率 1.46%）まで低下しているが、費用対効果の観点に留意した上で、新たに住基ネット等により被共済者の住所情報を把握するなどによって、引き続き、確実な退職金支給に向けた取組を推進する。

また、特定業種退職金共済制度における退職金共済手帳の長期未更新者を減少させるため、退職金請求勧奨に加え、被共済者の属性分析結果を踏まえた新たな方策を検討する。

4 加入促進対策の効果的実施

退職金共済制度への加入及び未加入の理由や業種の分布等を分析し、関係機関と連携しつつ、効果的な加入促進対策を検討し、実施する。

5 業務の電子化に関する取組

一般の中小企業退職金共済制度について、プログラミング言語を刷新し、制度改正に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行う。

建設業退職金共済制度における掛金納付方式について、事務の煩雑さの軽減等のため実証実験を実施し、電子申請方式の導入の可否を検討する。

II 勤労者財産形成促進制度

1 融資業務の着実な実施

融資業務のための資金調達は、平成 11 年当時に作成されたルールに基づき行っていることから、現在の金融情勢や機構の財務状況に適合しているかなどを検証の上、必要に応じ、関係機関と連携して見直しを行う。

また、金融リスクや政策等を勘案し剰余金の用途を定め、適切に使用する。

2 利用促進対策の効果的実施

財形持家融資制度の利用者が減少していることや、政府方針、国の政策を踏まえて、適時適切な融資内容の見直しを行うなどの財形持家融資の利用促進対策を実施し、併せて、関係機関と連携して財形制度全体の周知を行うなどの利用促進対策に取り組む。

なお、その際には機構の強みである、中小企業退職金共済事業との連携を一層推進する。

第2 組織体制・業務全般に関する見直し

1 内部統制の強化

中期計画・年度計画の進捗状況について、各事業部の運営委員会や資産運用委員会での報告・審議等を通じて PDCA サイクルを適切に機能させ、効率的かつ効果的な組織運営を確保する。

2 情報セキュリティの強化

サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）の改正を踏まえ、同法に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図る。